

# 平戸市公共施設等総合管理計画改訂及び第2次アクションプラン等策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本要領は、平戸市公共施設等総合管理計画改訂及び第2次アクションプラン等策定支援業務（以下、「本業務」という。）に係る優先交渉権者を選定するにあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

平戸市公共施設等総合管理計画改訂及び第2次アクションプラン策定支援業務

### (2) 業務内容

別紙「平戸市公共施設等総合管理計画改訂及び第2次アクションプラン等策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで

### (4) 見積限度額

14,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合は失格とする。

### (5) 契約方法

本業務の契約手続きは、高度な技術や専門的な知識、経験等を有する者から、企画提案の提出を求め、書類審査及びプレゼンテーションにより内容を評価し、本市にとって最も有利な提案をした者を優先交渉権者として決定する公募型プロポーザル方式により実施する。

また、優先交渉権者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該事業者と随意契約の手続きを行い、契約を締結する。

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、契約締結までの間に、各項に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その資格を失うものとする。

(1) 提案者は、単独企業又は共同企業体で参加するものとする。ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公募開始の日から契約締結の日までの期間に、平戸市建設工事指名停止措置要領（平成19年平戸市告示第104号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 公募開始の日から契約締結の日までの期間に、破産法（平成16年法律第75号）18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成

14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定に基づく更生開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 国及び地方税の滞納がないこと。

(6) 平戸市暴力団排除条例(平成 24 年平戸市条例第 22 号) 第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

(7) 令和 3 年度から令和 7 年度末までに、国又は地方公共団体において、同種又は類似業務を元請として契約を締結し、業務を完了させた実績を有する者であること。

#### 【同種・類似業務例】

公共施設等総合管理計画の策定又は改訂支援業務

公共施設の再編又は再配置計画、個別施設計画及びこれらに類する計画策定の支援業務等

## 4 スケジュール

公募開始(告示日)	令和 8 年 4 月 22 日(水)
質問書受付期限	令和 8 年 4 月 30 日(木) 午後 5 時まで
質問に対する回答	令和 8 年 5 月 11 日(月)
参加表明書提出期限	令和 8 年 5 月 8 日(金) 午後 5 時まで
参加資格確認結果通知	令和 8 年 5 月 15 日(金)
企画提案書提出期限	令和 8 年 6 月 5 日(金) 午後 5 時まで
第 1 次審査結果通知 (書類審査)	令和 8 年 6 月 15 日(月)
第 2 次審査会評価 (プレゼンテーション審査)	令和 8 年 6 月 19 日(金) 予定
選定結果通知・公表	令和 8 年 6 月 25 日(木) 予定
契約締結期限	令和 8 年 6 月下旬予定

## 5 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書(様式 1)により、電子メールにて提出すること。電話及び担当部署窓口等での個別の質疑は受け付けないものとする。

(1) 受付期限 令和 8 年 4 月 30 日(木) 午後 5 時まで

(2) 提出方法 電子メールにて提出し、必ず電話にて到達確認を行うこと。なお、件名は、「平戸市公共施設等総合管理計画改訂等業務支援質問書」とすること。

(3) 提出先 平戸市役所財務部財政課契約管財班

(4) 電子メール keiyaku@city.hirado.lg.jp

(5) 回答方法 質問に対する回答は一括して取りまとめ、令和 8 年 5 月 11 日(月)に、平戸市ホームページ上に掲載する。なお、質問者名等は公表

しない。

## 6 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

参加表明書及びプロポーザル実施要領等、公募に関する資料様式類は、平戸市ホームページからダウンロードすること。

### (1) 提出書類

①参加表明書（様式2）

②資格要件確認書（様式3）

③業務実績書（様式4）

※公共施設等総合管理計画策定（改訂）支援業務又は類似の業務について受託実績を全て記載すること。

④法人概要書（様式5）

※会社の概要等がわかるもの（パンフレット等で可）

⑤誓約書（様式6）

⑥法人登記簿謄本

※写し可。提出日前3か月以内に発行されたもの。

⑦国及び地方税に未納がないことの証明書

※直近事業年度で提出日前3か月以内に発行されたもの。

### (2) 提出部数

各1部

### (3) 提出期限

令和8年5月8日（金）午後5時必着

### (4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限り、期日必着）とする。持参の場合、土日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

### (5) 提出先

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3

平戸市役所財務部財政課契約管財班

電話：0950-22-9110（直通）

## 7 企画提案書の提出

プロポーザルを実施するにあたり、本実施要領及び別紙仕様書に基づき企画提案書を作成し、提出すること。

### (1) 提出書類

①企画提案書届出書（様式7）

②企画提案書（任意様式）

③業務実施体制表（様式8）

④業務工程表（任意様式）

### (2) 提出部数

正本1部（社名記名・押印有）、副本7部（社名無記名・押印無）

(3) 提出期限

令和8年6月5日（金）午後5時必着

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限り、期日必着）とする。持参の場合、土日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(5) 提出先

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

平戸市役所財務部財政課契約管財班

電話：0950-22-9110（直通）

(6) 作成にあたっての留意事項

- ①企画提案書は提案者名が記載されたものを正本とし、社名等を全て抜いたものを副本とする。
- ②仕様書以外にも有益な提案があれば記載すること。
- ③大きさは原則 A4 判とすること。必要があれば A3 判を折りたたんで使用することを可能とする。
- ④文字サイズは、10 ポイント以上（注記などを除く。）とすること。
- ⑤言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。  
図又はイラストは必要に応じて使用可とする。
- ⑥カラーでの作成は可能とする。
- ⑦複数の応募又は複数の事業計画書の提出は認めない。

## 8 審査会及び審査方法等

### 第1次審査（書類審査）

第1次審査は、庁内に設置する審査会において行う。

- (1) 選考方法 提出書類による点数評価を行い、その点数により上位3者以内を第1次審査合格者として選考する。
- (2) 審査基準 別添審査基準のとおりとする。  
結果通知日 令和8年6月15日（月）  
通知方法 郵送及び電子メールにより通知する。

### 第2次審査（プレゼンテーション審査）

第2次審査は、企画提案に対する質疑及び補足説明を求めため審査会を実施する。審査は、庁内に設置する審査会において、企画提案書の内容を公平に評価し選定する。

選定にあたっては、最低基準を設け、最低基準を満たした者のうち、評価点数が最も高かった者（第1次審査結果を加えた総合計）を優先交渉権者として決定し、次に評価点数の高かった者を、次点の提案者として決定する。評価点数が同じ場合は、見積額がより廉価であった提案者を優先交渉権者とし、更に見積額が同額であった場合は、審査会の投票で決定する。なお、審査会の委員は、公表しない。

## (1) 審査会

- ①実施日時 令和8年6月19日(金)(予定)
- ②実施場所 平戸市役所3階中会議室(予定)  
※詳細な日程等については別途連絡する。
- ③内容 事前に提出された企画提案書の内容に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、企画提案書の説明30分以内、提案内容等に関するヒアリング15分以内とする。
- ④出席者 1提案者3名以内とし、本業務の管理を予定する管理責任者は必ず出席すること。
- ⑤その他 プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、提案書の変更や追加は認めない。また、本市が会場に準備するプロジェクター及びスクリーンの使用を認める。その他必要機器については各提案者が用意すること。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

## (2) 審査基準

審査は、別紙「平戸市公共施設等総合管理計画改訂及び第2次アクションプラン等策定支援業務に係る審査基準」に基づき、総合的な評価を行う。

## (3) 審査結果

審査結果は、選定された者のみに書面により通知するとともに、平戸市ホームページで公表する。なお、審査結果に関する問い合わせや異議には応じない。

## (4) その他

提案者が1者のみの場合においても審査・評価を実施し、審査会が適切な提案者であると判断した場合は、優先交渉権者とする。

評価点数が132点未満(総評価点数の60%)の場合は、優先交渉権者として選定しない。1者の場合も同様とする。

## 9 参加の辞退

参加表明書(様式2)を提出した提案者が辞退する場合は、企画提案書の提出期限の前日までに、辞退届(様式9)を提出しなければならない。

## 10 失格要件

提案者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが明らかになった場合
- (4) 審査会を欠席、又は指定した時間に遅刻した場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) その他、本要領に違反すると認められる場合

## 11 契約の手続き等

審査会において選定された優先交渉権者との交渉が成立した場合は、当該提案者との契約の締結を行う。

契約内容及び仕様書については、提案内容を基に、本市と詳細を協議する。この際、改めて本市から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案に変更が生じることがある。

優先交渉権者との交渉が成立せず契約の締結が困難な場合は、次点の者と交渉を行い、成立した場合には、当該提案者と契約の締結を行うものとする。

## 12 その他

- (1) 参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、本市が執務上必要となる場合は、著作権の有無に関わらず、企画提案書等の一部又は全部を使用することができるものとする。
- (3) 提出後の企画提案書等の変更、撤回及び返却は認めない。
- (4) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の受託者の選定のみを使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (5) 平戸市情報公開条例（平成17年平戸市条例第15号）に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、この情報に該当する部分がある場合には、提案時に文書により申し出ること。なお、プロポーザルの優先交渉権者特定前において、決定に影響を与えるおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (6) 電子メール等の通信障害については、市はいかなる責任も負わない。
- (7) 本業務にあたり、受託者は、本業務の主たる業務を再委託等してはならない。
- (8) 本要領及び仕様書に明記なき事項、業務上発生した疑義については、両者協議により業務を進めるものとする。
- (9) 本プロポーザルにおける事前説明会は、実施しない。

## 13 問合せ先

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

平戸市役所財務部財政課契約管財班

電話：0950-22-9110（直通）

電子メール：keiyaku@city.hirado.lg.jp

(別紙)

平戸市公共施設等総合管理計画改訂及び第2次アクションプラン等策定支援業務委託に係る審査基準

第1次審査（書類審査）

評価項目		評価基準	評価点
1 事業者評価	業務実績	令和3年度から令和7年度までに、国又は地方公共団体において、公共施設等総合管理計画策定（改訂）支援業務又は類似の業務について、実績はあるか。	20点
	業務実施体制	実施体制・責任者が明確化され、業務遂行にあたって、適正な人員体制を整えているか。	10点
		従事予定者は、同種又は類似業務の実績があるか。	10点
2 業務工程等		業務を円滑かつ効率的に遂行できるスケジュールであるか。	10点

合計 50点

第2次審査（公募型プロポーザル）

評価項目		評価基準	評価点
1 企画提案内容	公共施設等総合管理計画の改訂	本業務の目的を十分に理解した上で、公共施設等の現状及び将来の見通しについて、総務省の公共施設等総合管理計画策定の指針、本市の現状や本市を取り巻く環境の変化などを把握し、公共施設等総合管理計画改訂に向けての考え方や手法について示されているか。	20点
		本市の現状を的確に把握するとともに、公共施設マネジメントの推進に当たり、効果的な分析を行い、課題等を整理できる提案が示されているか。	10点
		想定される施設更新費用等や財源の将来予測について、明確な根拠を示した上で行うことができる提案が示されているか。	10点
		課題等の解決に繋がる明確な数値目標設定の手法等が示されている提案となっているか。	10点
		公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針の提案、施設分類毎の管理に関する基本的な方針を導き出す提案が示されているか。	20点
		国の動向、他自治体における先進事例等を参考に、将来の公共施設のあり方を見据えた方向性を示す提案となっているか。	10点
		公共施設等更新費用に関して、将来的な負担額が年度ごとに試算できる提案となっているか。また状況の変化に伴い、簡単に更新が可能な提案となっているか。	10点
	個別施設計画策定支援	公共施設の適正化に向け、個別施設計画作成の手法や公共施設ごとの優先順位付けの検討方法等について示されているか。	10点
	公共施設等総合管理計画第2次アクションプラン等の策定	公共施設等総合管理計画第1次アクションプランの内容を理解し、現状や課題等を整理するとともに、今後の人口減少などの社会変化に合わせた施設整備の方向性を示すことができる提案となっているか。	20点
		第1次アクションプランの実施状況、基本方針や数値目標の見直しを踏まえ、今後の事業見通しを整理したアクションプラン策定の方向性が示されているか。	20点
	共通	公共施設マネジメントの推進に係る課題整理等に対し、専門的な見地から効果的な助言を行うことができるか。	10点
	独自提案	仕様書にない観点で、専門的な知見、経験、ノウハウを活かし、具体的な提案がなされ、それらが有益で実施可能な提案であるか。（改訂後の進捗管理体制の手法等を含む。）	10点
	2 見積金額		見積額は、企画提案内容を勘案して妥当であるか。

合計 170点

総合計 220点